

新潟県小中学校PTA連合会 推薦 新潟市小中学校PTA連合会

令和5年度

新潟県PTA活動補償制度

この活動補償制度は、PTAが主催または共催する行事中に、PTA会員および児童・生徒が不慮の事故によりケガをした場合の傷害見舞金・保険金と万一主催者に賠償責任が発生した場合に備えての賠償責任保険金により構成された総合補償制度です。

〈PTA行事とは〉

PTAが主催または共催として計画し、実施する行事で、PTA総会、運営委員会（名称のいかんを問いません）などPTA規則に基づく機関決定を経て決定されたもので、PTA役員が責任者として指導・監督しているものをいいます。

〈会 費〉 1 会員／年間 150円

（共済掛金80円 傷害保険・賠償責任保険掛金24円 その他会費46円）

● 見舞金・保険金を給付する内容は ●

1. 傷害見舞金・保険金

単位PTA、PTA連合会が主催または共催する行事参加中、及び自宅と行事会場との通常の往復途上で、PTA会員（家族の代理を含む）及び小中学生がケガまたは食中毒で医師の治療を受けたときに見舞金・保険金を給付します。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付が行われた場合は対象となりません。

《傷害見舞金・保険金の額》

死 亡	互助会270万円＋保険会社30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで亡くなられた場合（※限度あり）
後遺障害	互助会10.8万円～270万円＋保険会社1.2万円～30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで後遺障害が生じた場合（※限度あり）
入 院	1日につき 互助会2,400円＋保険会社600円	入院され平常の生活または仕事ができない場合（180日限度）
手 術	互助会1.2万円か2.4万円＋ 保険会社3,000円か6,000円	その傷害の治療のために180日以内に所定の手術を受けた場合
通 院	1日につき 互助会1,600円＋保険会社400円	平常の生活または仕事に支障が生じ医師の治療を受けた場合（90日限度）

※新潟県PTA共済約款第30条（共済金の削減・支払限度）が適用される場合があります。

2. 賠償責任保険金（保険会社）

PTA行事を実行中、行事主催者が次のような法律上の損害賠償責任を負う場合に行事主催者の被る損害について保険会社から保険金が支払われます。

- PTA行事中に対人事故、対物事故が発生し、行事主催者の指導上、管理上の責任を問われ法律上の損害賠償責任を負った場合。
- PTA行事中、PTA行事のために第三者から借用したスポーツ用具等を損壊、紛失、盗難されたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合。

賠償責任保険金	
他 人 に 対 す る 賠 償 責 任	＜対人事故＞ 1名につき 5,000万円限度 1事故につき 3億円限度
	＜対物事故＞ 1事故につき 500万円限度 自己負担額 1事故につき 1,000円
借 用 物 に 対 す る 賠 償 責 任	1事故につき 500万円限度 保険期間中 500万円限度 自己負担額 1事故につき 5,000円

〈連絡先〉 一般社団法人新潟県PTA安全互助会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館5階

TEL (025) 280-0466 FAX (025) 280-0476